啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとう ございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数で すが、配布をお願いします。

とよた子どもの権利相談室の愛称が「こことよ」になりました。この愛称には「子どもの心を豊 かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども 委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうた めに、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のも のか、子ども達と一緒にお読みいただければと思います。

≪配布する際に伝えてほしいこと≫

- 一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- 保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも 相談できること
- 秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現して いく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみな さん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

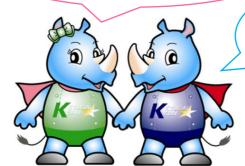
豊田市子どもの権利擁護委員

山谷 奈津子

石井 拓児

渡邊 佐知子

子どもたちに年3回発行している おたよりの名称も『こことよ』です。



とよた子どもの権利相談室 マスコットキャラクター

先生方からの 相談もどうぞ



とよた子どもの権利相談室

子どもの権利 擁護委員だより



2023年11月25日、26日に、豊田市で子どもの権利条約フォーラム2023inとよたが開催されまし た。このフォーラムは、子どもの権利条約の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換や交流の ために1993年にはじまったものです。

フォーラム2日目に子どもの権利に関するたくさんの分科会が開催され、私が所属する愛知県弁護士会も分科会の 中で、「子どもの声で学校をつくる~校則と子どもの権利~」というシンポジウムを開催させていただきました。 シンポジウムの事前準備として、県立高校50校の校則の収集・分析、校則についての電話相談(ホットライン) の実施、高校・生徒会・生徒に対する校則についてのアンケート・インタビューを行いました。その中で、子ども の権利が守られていない校則の存在や、なぜこの校則が必要なのか疑問に思う校則も浮き彫りになり、校則の見直 しや改訂の必要性を感じました。

2022年に改訂された生徒指導提要の中でも、校則の見直しについて触れられており、「校則を制定してから 一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則に ついては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容化、現状に合う内容に変更する必要がないか、また、本当 に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。」「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画すること は、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意義の醸成につながり

ます。」と記載されています。ぜひ、子どもたちと一緒に校則を見直し、 子どもの権利を大事にする校則を子どもたちと一緒に作っていっていた だきたいと思います。

代表擁護委員 山谷 奈津子 (弁護士)



新聞報道にもありましたように、2023年10月、豊田市内の小学校で体罰に関わる案件が発生しています。体 罰は、学校教育法第11条に示されているように、法律上禁止されているものであって、生徒指導上、いかなる理 由であっても許されるものではありません。この機会に、もういちどみなさんといっしょに確認しておきたいと思

2013年3月に文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(2013年 3月13日)を発出しています。文部科学省は、「体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及 び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみな らず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である」としています。

加えて、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるものではなくとも、認められないと考えられる指導がありま す。これを「不適切な指導」と呼びます。改訂された新しい『生徒指導提要』は、生徒指導において第一に留意す べきこととして「子どもの権利条約についての理解」をあげ、さらに「不適切な指導と考えられる例」(同 105 ペ ージ)をあげています。「大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する」や「組織的 な対応を全く考慮せず、独断で指導する」「殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、

児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う」などが例示されて います。いまいちど、それぞれの学校ごと、個人ごとにセルフチェックを お願いいたします。

擁護委員 石井 拓児 (名古屋大学教授)

2023年12月に国が策定した「こども大綱」は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法やこ どもの権利条約の精神にのっとり、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力など から守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、 安全に安心して暮らすことができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども施策の基本方針を定めています。2 〇22年度の全国の小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数が約68万2千件(11%増)で過去最多、い じめに起因する自殺や不登校など、いじめの重大事態も起きています。学校や幼稚園・保育所など「育ち学ぶ施設」 における体罰や不適切な関わりについて、連日のように報道されています。

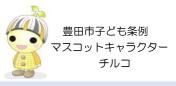
公益社団法人「子どもの発達科学研究所」では、子ども期の学校(幼稚園・保育園を含む)におけるいじめや体 罰等の『逆境的経験』(学校ACE)が成人期の心身の健康や生活に及ぼす影響について研究するため、20~3 4歳の成人4000人を対象に調査をしています(2021年)。8項目の『逆境的経験』~教職員からの精神的 虐待・身体的虐待・性的虐待・精神的ネグレクト・友人への暴力目撃、転校・退学、同級生・先輩からのいじめ被 害について質問しています。 その結果、1項目でも該当する人が55%と多いこと、学校でのいじめ被害や大人 からの加害による傷つき体験が成人期の「ひきこもり」「抑うつ・不安」に強い関連があることが明らかにされて います。子どもの権利侵害は、生涯を通じて心身の健康や社会適応に影響を及ぼすといわれています。権利学習や 早期発見・早期対応、継続支援に取り組むとともに、今後は科学的根拠のある啓発や予防、支援プログラムも活用 しながら、育ち学ぶ施設・行政・研究者・民間・地域が協働で子どもを

守るシステムを作っていく必要があるのではないかと考えています。 今年度もどうぞよろしくお願いします。

擁護委員 渡邊 佐知子 (元名古屋中央児童相談所所



こども基本法が施行されました



1 こども基本法の内容

こども基本法は、一昨年(2022年)6月に成立し、昨年(2023年)4月に施行されました。 この法律は、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すという ことを目的としています。

そして、同法律の第3条第1号から第4号においては、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約、1989年国連で採択)のいわゆる4原則「差別の禁止」「生命・生存・発達の権利」「意見を表明する権利」「子どもの最善の利益」の趣旨を踏まえて、規定されています。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること(こども基本法第3条第1号)
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること。その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること(同法第3条第2号)
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して<u>意見</u>を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること(同法第3条第3号)
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その<u>意見が尊重</u>され、その<u>最善の利益</u>が優先して考慮されること(同法第3条第4号) (下線は筆者が引いたもの)

このように、<u>子どもの権利条約の4つの原則の趣旨が日本の法律に明記されたことが非常に重要</u>になってきます。

子どもの権利条約 4つの原則



子どもの 最善の利益



意見表明権

差別 されないこと



そして、昨年(2023年)12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」においても、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会が実現されることがその目的とされており、こどもを権利の主体として認識し、こどもの今とこれからの最善の利益を図るとされています。

また、こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくとして、<u>子どもの意見表明</u>権の重要性も記載されています。

このように、日本においても、子どもの権利をより大事にしていこうという機運が高まっています。 私たち大人が、子どもの将来にわたる幸福のために何ができるかを一緒に考えていくことが大切です。

2 子どもの権利の推進が学校にもたらす効果

では、子どもの権利を大切にすると、学校生活において、どのような効果があるでしょうか? 子どもの権利を強調しすぎると、子どもがわがままになる、というお話を聞いたことがあります。果たして、 本当にそうなのでしょうか?

ユニセフは、子どもの権利の推進が学校にもたらす効果について、次のように整理しています。

- ①子どもの権利を学ぶと子どもが自分自身の尊厳や価値に気づくことができる。自分だけではなく、他の子どもたちにも同じ権利があることを知り、先生や保護者も人権をもった存在と気づき、互いに他者の権利を尊重し合うことを学ぶ。
- ②子どもたちのなかにそれぞれの違いや多様性を認める認識が育ち、差別やいじめが減っていく。先生と子どもの信頼関係の構築にもつながる。
- ③子どもの意見に耳を傾けることで、子どもは自分が大切にされていると感じ、毎日を前向きに過ごすことができるようになる。学校満足度を高め、学習意欲の向上や学業における成果にもつながる。
- ④子どもたちの成長に大切な自己肯定感を高める。学校だけではなく、社会にも積極的に参加する意欲をもち、主体的に行動できる大人としての成長につながる。

Child Rights Education~子どもの権利が守られた学校・園づくり~ | 日本ユニセフ協会

学校・園にもたらす効果						
子どもたちが 自らの権利に ついて知る	他者にも権利 があることを 知る	先生に子ども の権利を守る 意識が育つ	先生と子ども たちが互いに 尊重する意識 が生まれる	子どもたち の意見が尊 重される	子どもたち に安心安全 な環境が整 えられる	地域社会や 世界に目を 向ける機会 をもつ

そのほか、ユニセフのホームページには、学校づくりや学級づくりのヒントとなる実践がたくさん紹介されています。

例えば、「子どもの権利条約」を学びながら、みんなの権利が守られ、一人ひとりが大切にされる学級を目指して『私たちの学級憲章』を作成してみよう、という取組みが紹介されています。

子どもたちにとって過ごしやすく学びやすい学級をつくるために、自分たちにできることは何か、学校という場において守りたい権利は何か、また権利を尊重するとはどんなことか、子どもたちが経験的に学び、実践していくことを目指しています。子どもたちが主体的に考え行動する力を養うとともに、自分だけでなく他者の権利にも目を向けることにより、子ども同士の関係に良い影響を与えたり、学校で安心して前向きに生活できるようになることが期待されています。

子どもの権利が守られた学級づくり | Child Rights Education | 日本ユニセフ協会









先生方におかれましては、教育実践の中でどんなことができそうかを検討していただき、どうすれば子どもたちが子どもの権利に気づき、どうすればこれを通じて自分と自分以外の他者の尊厳・大切さにも気づいていけるのか、そんな教育実践を心から期待しています。

「こことよ」は学校の教職員のみなさんからの相談にも応じています

「子どもの尊厳が傷つけられているかも?」 「これって子どもの権利侵害じゃないの?」

学校の先生は、子どもからの相談にいちばん接する機会が多いことと思います。判断に 迷うような場合や、おひとりで対応することが難しいような場合も少なくないのでは ないでしょうか。そのような場合には、子どもの権利擁護機関をぜひご活用ください。

